

# 民事訴訟手続等のIT化 — 諸外国の現状と日本の課題 —

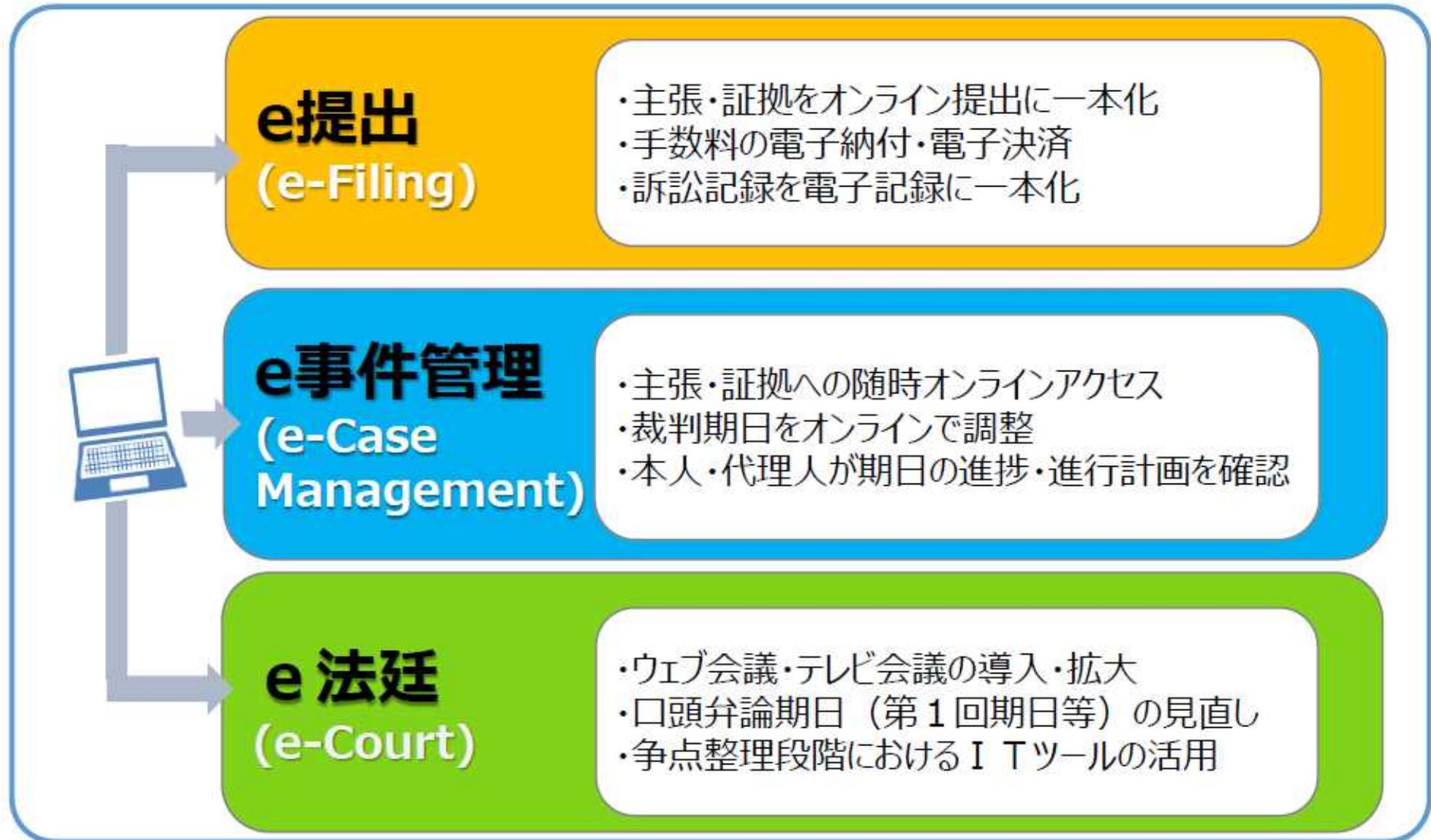
---

日本大学法学部

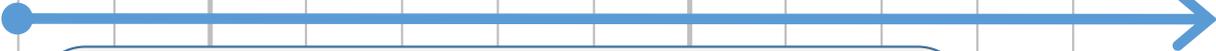
教授 杉本 純子

[sugimoto.junko@nihon-u.ac.jp](mailto:sugimoto.junko@nihon-u.ac.jp)

## 裁判手続のIT化における3つのe



## 主な諸外国の現状について：欧米

	1990年～	2000年～	2010年～
<b>アメリカ</b> 		 <p>1988年に裁判情報へのアクセスシステムPACER 1996年からe-FilingシステムCM/ECFが導入</p>	
<b>イギリス</b> 			 <p>2017年4月より、CE-File: Courts Electronic Filing の開始 商事事件や倒産事件、知的財産事件等の電子申立ての義務化。</p>
<b>オーストラリア</b> 			 <p>2014年より、ECF (Electronic court file) 開始。 eLodgment (electronic lodgment of documents system)導入。</p>
<b>ドイツ</b> 		 <p>2001年～民訴法改正で、電子送達、文書のファイル保管、電子メール等、訴訟記録の電子化が法律上認められる。 2022年までには、弁護士による訴訟は電子的に行うことが義務化。</p>	

## 主な諸外国の現状について：アジア

	1990年～	2000年～	2010年～
<b>シンガポール</b> 		<p>1998年から初代e-FilingシステムElectronic Filing System(EFS)導入。</p>	<p>2013年にe-Litigation systemとして全面リニューアル</p>
<b>韓国</b> 		<p>2003年ECFS(Electronic Case Filing System)プロジェクト開始</p>	<p>2010年から裁判手続の電子化が開始</p>
<b>中国</b> 		<p>2013年より、裁判の情報公開に関する改革（太陽裁判改革）開始。民事訴訟・民事執行保全・倒産・知的財産・渉外商事・海事事件用各プラットフォーム運用開始。</p>	
<b>マレーシア</b> 		<p>2011年3月より、クアラルンプール裁判所にて、民事・商事・家事・倒産事件においてe-Filing Sytemの利用が義務化。</p>	



# 裁判手続等のIT化への経緯

1980年代	各倒産裁判所で事件一覧表を電子化、事件記録の電子化・PACER構築
1990年代前半	e提出への取り組み開始
1996年	オハイオ州北部地区裁判所にて、大規模なアスベスト訴訟において、初めてCM/ECFを利用。
1996年～	CM/ECFの本格的な構築開始
1997年後半	ニューヨーク州東部地区地方裁判所・ミズーリ州西部地区地方裁判所にてCM/ECFの試験的導入開始
2001年～	倒産裁判所にてCM/ECF利用開始
2002年～	地方裁判所にてCM/ECF利用開始
2004年～	控訴裁判所にてCM/ECF利用開始

## アメリカにおける民事訴訟のIT化



e提出	e事件管理	e法廷
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 連邦裁判所 CM/ECF (Case Management/Electronic Case Files system)</li> <li>• 連邦裁判所に対する事件の申立て・書面の提供を電子的に行うシステム。</li> <li>• 2004年より、弁護士にはCM/ECFの利用強制。</li> <li>➤ 州裁判所</li> <li>• 州ごとに異なるシステムを使用。</li> <li>• 民間のシステムを利用している裁判所が多い。</li> <li>• e提出ができる対象事件も州によって異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 裁判官ごとのヒアリングスケジュールを裁判所のHPで公表。</li> <li>➤ CM/ECFを利用した事件管理。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• Notice of Electronic Filing (NEF) CM/ECFに提出された書面や裁判所の決定等のオンライン通知。</li> <li>• 記録の提出忘れや追完などのメールでの連絡。</li> </ul> </li> <li>➤ PACER(Public Access to Court Electronic Records)での事件記録管理。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 連邦裁判所に係属する事件記録がすべて閲覧・ダウンロード可。</li> <li>• 1頁あたり10セント、1文書の料金上限が3ドル。</li> <li>• 利害関係人だけでなく、一般人も閲覧・ダウンロード可能。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1990年代からビデオ会議システムの導入開始。</li> <li>• 特に刑事訴訟事件で活用。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇔被告人の護送コスト削減・安全確保のため。</li> </ul> </li> <li>• 民事訴訟においても、昨今ウェブ会議の利用が増加傾向に。</li> <li>• 口頭弁論期日や人証調べにおいて利用できる。</li> <li>• 特に鑑定人（医師等）の証人尋問で利用する場合がある。</li> <li>• 法廷通訳人による利用も導入予定。</li> <li>• 当事者及び裁判官の移動時間・コストの削減に効果的。</li> </ul>



# 倒産手続のIT化

---

- e提出・e事件管理は、民事訴訟手続と同様にCM/ECFシステムを利用。
- 事件記録の閲覧等も、民事訴訟手続と同様にPACER利用。
- 債権届出及び債権者に対する通知は、連邦倒産裁判所が独自のシステムを利用。  
→ ニューヨーク州南部地区倒産裁判所では、2013年より、オンライン通知・  
オンライン債権届出を開始。
- 裁判所のオンライン債権届出システムを利用した場合、届出債権の情報等は、PACERで確認することができる。



# クレームエージェント制度

## ▶クレーム・エージェント(Claim Agent)

アメリカにおいて、主な大規模倒産事件について、裁判所事務官の業務等を代行するもの。民間のリーガルサービスを提供する企業が担う。1980年代から導入開始。

## ▶原則的な業務内容

- 通知業務(noticing agent)
- 債権届出の受付(claim agent)
- 債権者表等の管理

+裁判所の許可によって付加できる業務

- 計画案に対するオンライン投票(boating agent)
- 手続開始申立書および裁判所への報告書等に添付される別紙目録の作成業務
- 事件管理業務全般に対するアドバイス
- 再建計画に従った配当業務

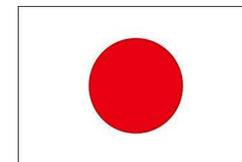


# コロナ禍における裁判所の対応

---

- ▶ 5月4日に電話会議を利用した連邦最高裁判所の遠隔審理実施。  
→ 裁判官・代理人弁護士等は自宅や職場等から審理に参加。
- ▶ 5月22日には、テキサス州地方裁判所にてZoomを利用した民事陪審裁判が試みられた。
- ▶ 連邦裁判所では、すべての申立てが電子的に行われているため、新型コロナウイルスによるパンデミックにおいてもe提出に特に影響はなく、変わらず訴え等も受理されていた。
- ▶ 各州の地方裁判所では、3月頃は多少混乱があり、緊急性の高くない事件は受理しない時期もあったが、4月に入る頃には、テレビ会議システム等を利用した審理が開始され、通常通りの業務に落ち着いた。
- ▶ 現在では、各州でZoomを利用した遠隔審理が行われている。

## 「3つのe」の実現に向けたアプローチとプロセス



検討・  
準備

《フェーズ1》

現行法の下でのウェブ会議・テレビ会議等の運用

e法廷

検討・  
準備

《フェーズ2》

新法に基づく弁論・争点整理等の運用

e法廷

検討・準備

《フェーズ3》

オンラインでの申立て等の運用

e提出

e事件管理

# 裁判手続等のIT化実現への課題

## (1) オンライン申立ての一本化

▶ オンライン申立ての一本化の是非

法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会第5回会議部会資料9

【甲案】 訴えの提起等裁判所に対する申立て等(書証の写しの提出を含む。)のうち書面等をもってするものとされているものについては、オンライン申立てによらなければならない。ただし、オンライン申立てによることができない やむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

【乙案】 訴訟代理人(法第54条第1項ただし書に規定する訴訟代理人は除く。)がいるときは、訴えの提起等裁判所に対する申立て等(書証の写しの提出を含む。)のうち書面等をもってするものとされているものについては、オンライン申立てによらなければならない。



甲案が将来のあるべき姿として本人訴訟のサポートシステムを今後検討

民訴法132条の10に基づく最高裁規則の制定による段階的なオンライン申立ての実現を検討

# 裁判手続等のIT化実現への課題

## (2) システム送達の実現

▶ 事件管理システムを利用した送達方法(システム送達)の導入

法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会第2回会議部会資料3

(1) 裁判所書記官は、送達すべき電子書類を事件管理システムに記録し、送達を受けるべき者にその旨を通知アドレスに宛てて通知することにより送達をする。

(2) (1)による送達は、当事者が事件管理システムに登録をし、通知アドレスを届け出た場合に限り、することができる。

(3) (1)による送達は、送達を受けるべき者が事件管理システムに記録された送達すべき電子書類を閲覧した時にその効力を生ずる。ただし、送達を受けるべき者が、送達すべき電子書類が事件管理システムに記録された旨の通知が発信された日から一定の期間(例えば「一週間」)が経過する日までに当該電子書類を閲覧しないときは、その日が経過した時に閲覧したものとみなす。



**個人も通知アドレス登録制度の対象に含めるか。本人訴訟に影響。**

# 裁判手続等のIT化実現への課題

## (3) 記録の閲覧・謄写

➤ 訴訟記録の全面的な電子化を実現する方向性で議論。

【民事訴訟法91条1項～4項の改正案】

➤ 事件管理システムの利用登録をした当事者は、いつでも事件管理システムにアクセスして記録を閲覧・謄写(ダウンロード)できる。

➤ 当事者以外の第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求できる。

➤ 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求できる。

➤ 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写等を請求できる。

→この場合、訴訟記録の謄写等は、事件管理システムに記録された情報内容を出力した書面をもってする。

# 裁判手続等のIT化実現への課題

## (4) 本人訴訟への対策

- ▶ 本人訴訟：訴訟事件のうち、当事者の一方又は双方が弁護士を選任しなかった事件。
- ▶ 訴訟事件の訴訟代理人の選任状況

	双方訴訟代理人	原告又は被告本人	双方本人
平成22年	40.1%	40.7%	19.2%
平成28年	46.5%	34.3%	19.2%

53.5%

出典：「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第5回）」33頁、同（第7回）27頁

- ▶ 本人訴訟に対してどのようにサポートしていくか。
  - IT面でのサポート：IT知識やIT機器の利用環境、書面のIT化のサポート。
  - 法律面でのサポート：IT化された訴訟手続の利用方法等のサポート（≠訴訟代理人）。

→法テラスとの連携や、民間への委託等の可能性。**非併行為の問題。**

➡ **裁判を受ける権利を害することがないように対策が必要。**

# 「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」 倒産手続のIT化に関する提案

倒産手続については、債権者が多く、債権調査や通知の事務量・コストが膨大となる場合があります。IT化による債権者や管財人等の負担軽減や弁済原資の確保に資することが期待されることから、民事訴訟全般のIT化の検討結果を待たずに、現行法下でのプラクティスの在り方を基本とするIT技術の活用について検討を進めることも選択肢の一つである。

# 倒産手続のIT化への取組み

---

- 2018年11月、事業再生研究機構内に「倒産手続IT化研究会」発足
- 座長：杉本純子、委員：倒産弁護士7名
- オブザーバー：山本和彦教授、内閣官房日本経済再生事務局
- 2018年11月5日～2019年7月24日で、合計9回の研究会を実施。
- 2018年11月11月～12月中旬まで、全国の倒産実務家を対象に、「倒産手続のIT化に関するアンケート調査」を実施。234件の回答。
- 2019年9月1日、「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ」公表。  
参照：[https://www.shojihomu.co.jp/documents/10510/1033640/20190901\\_ITreport.pdf/adfc45cb-5557-4ec3-83c8-eea74881a79f](https://www.shojihomu.co.jp/documents/10510/1033640/20190901_ITreport.pdf/adfc45cb-5557-4ec3-83c8-eea74881a79f)
- 2020年11月2日、研究会再開。IT化実現に向けたより具体的な検討を開始。

## 倒産手続のIT化における5つのe

### e提出

- ・申立書・報告書・許可申請書等の電子データによる提出
- ・債権者一覧表・財産目録等添付書類の電子データによる提出

### e事件管理

- ・事件記録を電子データで保管
- ・随時かつ容易に事件記録の電子データにアクセス
- ・管財人・利害関係人等が倒産手続の進捗状況を確認

### e集会

- ・ウェブ会議システム等の利用による債権者集会のライブ中継
- ・リアルタイムでの議決権行使
- ・債権者集会の録画の事後配信

### e届出

- ・オンライン債権届出システムの構築
- ・電子データによる債権届出・認否等の管理
- ・配当通知等の電磁的方法による通知

### e情報提供

- ・債権者がアクセス可能なウェブサイトやクラウド上に、管財人等が債権者に提供可能な情報を任意にアップロード
- ・ウェブ会議システム等の利用による債権者説明会の配信

倒産手続特有の制度

# 日本の裁判手続に適したIT化の実現を

- ▶ 司法の国際化にも対応し得る裁判手続の必要性
  - 日本が国際紛争の解決地として敬遠されている現状。
- ▶ e法廷から着手する日本の取り組み
  - 諸外国にはあまり例を見ない取り組み。  
現行法下から着手できる日本独自の取り組み。
    - コロナ禍において諸外国でも一気にe法廷が定着した。
- ▶ 日本の裁判手続に適した日本独自のIT化実現を
  - すでにIT化が進んでいる諸外国を研究し、各国の良い部分を取り入れながら、日本の裁判手続に適したIT化を図ることが重要。
- ▶ 倒産手続をはじめ、他の民事手続についても速やかにIT化の実現を
  - 倒産手続については、特にe届出・e情報提供について独自にIT化を発展させる必要性。

# コロナ禍による民事訴訟手続等のIT化促進の必要性

- ▶ 4月初めに緊急事態宣言が発令されると、対象地域の裁判所では、民事保全事件等緊急性の高い事案を除いて期日指定取り消し。
- ▶ 倒産事件についても、東京地方裁判所民事第20部(破産再生部)は、緊急事態宣言の解除を待つことができない事情がある事件を除き、破産などの不急の申立てを控えるよう東京の三弁護士会に要請。
  - 東京地裁は、「申立ての受理は行うが、緊急度が高くなければ、開始決定は緊急事態宣言の解除まで処理を停止する」と説明。
- ▶ コロナ禍によりウェブ会議システム利用による争点整理の件数は増加傾向。
  - 図らずもe法廷の活用に向けた良い契機に。今後さらなる利用促進が望まれる。
- ▶ 多数の債権者が集まる倒産手続における債権者集会にウェブ会議システム利用の可能性。
- ▶ クラウドやウェブサイトを利用した債権者への情報提供の必要性。